

賢くみんなの年金学

平成20年4月から学生納付特例の申請が簡素化されます

平成20年度の申請から、学生納付特例の申請が簡素化されます。平成19年度に学生納付特例を承認された人のうち平成20年度も引き続き在学予定の人が対象です。

対象者には、3月下旬に、社会保険庁からハガキ形式の申請書などが送付されています。

前年と同じ学校に在学している場合は？

同一の学校に在学する場合は、「ハガキ形式の申請書」に必要事項を記入するだけで申請ができます。

※在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

在学している学校などに変更がある場合は？

在学する学校が変わったときには、「ハガキ形式の申請書」では申請することはできません。改めて在学の事実などについて確認する必要がありますので、住所地の市町村役場またはお近くの社会保険事務所に相談ください。

※生活扶助以外の扶助もしくは失業などを事由とする学生納付特例の申請を行う場合も同様です。

ハガキ形式の申請書

国民年金保険料学生納付特例申請書 7803000001

(この申請書は簡便化されますので、再しなり記入されたものではありません。)

職員確認欄
※記入の必要はありません。

区役所コード 56237 市役所コード 7850 基礎年金番号 0150857625 市役所コード 5450505 区役所コード 1

在学している学校(記) 72103

申請者記入欄

学校名称	学校の所在地	最寄郵便局	最寄郵便局
在学予定年月 平成 年 月から平成 年 月まで	学生納付特例申請期間 平成 20年 4月から平成 年 月まで		
前年の所得 1. あり 2. なし	前年における所得額・障害者所得・基礎年金 1. 課税 (障害者所得者 基礎年金者) 2. 非課税		
上記の通り国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要となる所得額に関する資料の提出等については市町村長に相談します。			
住所	郵便番号	市役所	区役所
氏名	氏名	(印)	(電話)

〈ハガキ申請書の裏面〉

平成20年度に「保険料納付を希望」される方へ

平成20年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの社会保険事務所にご連絡ください。

問 熊本県東社会保険事務所
☎ 096-367-8144
市民課国保年金係
☎ 32-1111
(内線 1152、1153)



みんなで学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎ 32-1934

「ネットと差別」

インターネットの世界では、空間と時間の制約から自由になれ、年齢・性別・社会的立場を気にしないコミュニケーションができます。しかし、現在インターネット上ではさまざまな人権問題が起こっています。女性に対するセクハラとなるような電子メール、高齢者の人々を対象とした詐欺など、書いた人が特定できないために悪質な差別的書込みが多数起こっており、社会的に大きな問題となっています。

インターネットで起こる問題はまさに社会の鏡ともいえます。見えにくくなったといわれる差別の現実や心の中の差別意識が、ネット利用が増えれば

増えるほど多くなります。最近の子どもたちは、小さい頃からインターネット環境に恵まれているために、差別の実情を知らない、正しい知識を得ていないにも関わらず、差別に対しての偏見を、子どもの頃に刷り込まれる可能性もあり、大変な問題になります。

ネット上での人権問題を解決するためには、私たちが人権に対して正しい知識を学び、行動する姿勢が特に重要です。

インターネットの利用は日常化しています。こういう時代だからこそ自分たちが「差別を許さない」だけでなく「差別をしない、させない」ということの実践がすべての人に求められています。

三角町老人クラブが男女共同参画推進大会

3月14日、三角町老人クラブ連合会(篠崎鐵男会長)が男女共同参画社会づくり推進大会を三角センターで開催しました。昨年に続き、今年で2回目。会員約400人が参加しました。

講演では「人生100年 いきいきと」をテーマに、宇城市男女共同参画推進懇話会会長の江村英子さんが講師を務め、男女共同参画に関するさまざまな数字のデータや女偏の付く漢字を例に挙げ、女性が対等に扱われていないことに疑問を投げ掛けました。

最後に「何でも話し合える夫婦になりましょう。どっちが強い、偉いではなく、みんなが横並びの社会、両方から支え合いながら男女が幸せになる社会をつくっていきましょう」と締めくくりました。



各種団体等の代表や地域推進員、公募などによる委員で構成される審議会

宇城市男女共同参画審議会を設置

3月21日、宇城市男女共同参画審議会の第1期委員委嘱状交付と第1回審議会が市役所で開催されました。同審議会の設置

は、宇城市男女共同参画推進条例でうたわれており、男女共同参画社会づくりの促進に関する重要事項について、調査審議する市長の諮問機関です。

阿曾田清市長から委員13人に委嘱状が手渡された後、互選により、会長は江村英子さん(元懇話会会長)、副会長は大江正昭さん(熊本学園大学教授)に決まりました。

会議では、男女共同参画推進における主管課の取り組みや宇城市男女共同参画推進条例、男女共同参画計画とその進捗状況報告について審議。委員からは、

「意識調査は男女共同参画を推進する上での目安となる。定期的に実施したらどうか」「2月に市長へ要望書を提出したが、女性職員の役職登用について十分考慮すべきだ」といった内容の意見が出されました。

◆宇城市男女共同参画審議会
第1期委員(敬称略)
◎会長 江村 英子
○副会長 大江 正昭
坂井 祐子
岩田 譲
☆橋本 正典
浦本 千歳
中川 康則
横尾七生子
☆相藤 絹代
中川 了子
山口 義則
(☆は公募)



パートナーシップ通信

Vol.43

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1708
FAX 32-0110

漫画で考える男女共同参画

理想の家庭像

誰もが性別によって差別されず、性別にかかわらず自らの意思に基づく生き方ができ、男女が共同して家庭に、地域に、学校に、職場に参画(主体的に意思決定の過程から参加すること)する社会—それが男女共同参画社会です。この漫画では、それぞれが思いやりの心を持って家庭に参画しており、温かい家庭の姿が伝わってきます。家事や子育て、介護などをみんなで協力し、健康で安心・安全に暮らしていきましょう。

「男女共同参画社会を目指して～男女共同参画の教育教材漫画～」から
松橋高校漫画研究部・古家 彩さんの作品



「家庭」